

## 畜産生産ランクアップ緊急支援事業費補助金交付要綱

令和 8 年 4 月 1 日

農政水産部畜産局畜産振興課

(趣旨)

第 1 条 県は、物価高騰の影響を受ける畜産農家が畜産経営の生産性向上等を図るため、予算で定めるところにより、市町村、宮崎県農業協同組合、畜産関係団体、法人、営農集団等に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和 39 年宮崎県規則第 49 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者等)

第 2 条 前条の補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 補助事業を実施しようとする畜産経営体の農場が宮崎県内に所在していること。
- (2) 県税に未納がないこと。
- (3) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (4) 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (5) その他補助が適当でないとして知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助率等)

第 3 条 第 1 条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率等は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第 4 条 補助金の交付の申請をしようとする者は、各事業主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者（間接補助事業にあっては、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業主体に係る部分）については、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条第1号の事業計画書の様式は別記様式第1号、同条第2号の収支予算書の様式は別記様式第2号によるものとする。

2 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 県税の納税義務があるものにあつては、第2条第2号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明）（原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。）
- (2) 市町村以外の者にあつては、第2条第3号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式第3号）
- (3) 第2条第4号に係る暴力団関係者に該当しないことの誓約書（別記様式第4号）
- (4) （直接補助の場合）事業実施計画書（別記様式第5号及び様式第5号別添1）
- (5) （間接補助の場合）事業実施計画書（別記様式第5号、様式第5号別添1及び別添2）及び補助事業者の補助金等の交付に関する規程、要綱等
- (6) その他知事が必要と認める書類

（事業の着手）

第6条 事業の実施については、原則として交付決定後に着手するものとする。ただし、本事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情がある場合にあつては、交付決定前でも事業に着手することができる。この場合においては、補助事業者は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

2 前項ただし書きの規定により交付決定前に事業に着手する場合には、補助事業者は、あらかじめ知事の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届（別記様式第6号）を知事に提出するものとする。

（補助条件）

第7条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業（第1条の補助金の交付対象となる事業をいう。）の完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- (2) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

（申請の取下げ）

第8条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

（軽微な変更の範囲）

第9条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、補助対象経費の30パーセント以内の増減又は補助金額の30パーセント以内の減とする。

（計画変更の承認）

第10条 規則第10条第2項の規定により知事の指示を受けようとする場合は、変更の理由

及び内容を記載した変更承認申請書（別記様式第7号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助金の交付方法）

第11条 この補助金は、精算払により交付する。ただし、知事が特に必要があると認める場合は、概算払により交付する。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、別記様式第8号による請求書を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の3月20日のいずれか早い期日までにしなければならない。

（1）事業実績書（別記様式第1号）

（2）収支決算書（別記様式第2号）

（3）その他知事が必要と認める書類

2 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（間接補助事業にあっては、第4条ただし書に規定する事業主体に係る部分における当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額）が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

3 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした各事業主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第9号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

（財産処分の制限）

第13条 規則第21条第1項のただし書の規定により知事の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とし、同項第2号及び第3号の規定により知事の定める財産は、同省令で定める耐用年数5年以上のものとする。

（書類の提出部数等）

第14条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

（書類の経由機関）

第15条 規則及びこの要綱の規定により知事に書類を提出する場合は、管轄する西臼杵支庁又は農林振興局長を経由しなければならない。ただし、県域を管轄とする畜産関係団体等にあってはこの限りではない。

附 則  
この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	補助対象経費	留意事項	補助率等	補助事業者
生産性向上対策支援	<p><b>【直接補助事業】</b> 補助事業者である畜産農家（法人）が以下に掲げる生産性向上等を図るために必要な資材・機材の導入に要する経費</p> <p>（1）生産性向上のための取組 施設整備の改修等、ICT 機器の整備等</p> <p>（2）家畜の快適性に向けた取組 暑熱・寒冷対策のための改修等</p> <p>（3）家畜の損耗防止のための取組 野生動物侵入対策のための柵やネット、移動カゴの整備等</p> <p>（4）飼料自給率向上のための取組 稲わら保管倉庫の整備等</p> <p>（5）その他生産性向上に資する取組で知事が必要と認める取組</p>	<p>新たな取組に対する経費を対象とし、既存設備等の単純更新は対象外とする（性能等の向上を伴う場合を除く）。</p> <p>なお、飼料作物の作付・収穫・調製に関する機械及びトラクター、トラック、ローダーは対象外とする。</p>	<p>補助対象経費 2 分の 1 以内 ※補助上限 150 万円／経営体</p>	<p>農業法人等</p>
	<p><b>【間接補助事業】</b> 補助事業者が畜産農家に対し、生産性向上等を図るために必要な資材・機材の導入に要する経費について補助する場合における当該補助に要する経費 以下は、【直接補助事業】と同様</p>		<p>10 分の 10 以内 （間接補助事業に係る補助対象経費の 2 分の 1 の額を上限とする※補助上限 150 万円／経営体）</p>	<p>市町村、宮崎県農業協同組合、畜産関係団体、営農集団等</p>

別記  
様式第1号（第5条、第12条関係）

事業計画（実績）書

1 事業の目的（成果）

2 事業の内容及び経費の配分

事業内容	規格・能力	数量	事業費	負担区分			備考
				県	補助事業者	その他	
			円	円	円	円	

3 事業完了（予定）年月日

年 月 日

【添付書類】

(1) 事業計画書  
・導入資機材の見積書 等

(2) 事業実績書  
・導入資機材等の写真  
・領収書又は振込通知書 等

収支予算（決算）書

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	備 考
県費補助金 補助事業者 その他	円	
合計	0	

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	備 考
	円	
合計	0	

年 月 日

宮崎県知事 ○○ ○○ 殿

住 所  
氏 名  
(法人にあつてはその名称及び代表者の職氏名)

特別徴収実施確認・開始誓約書

チェック欄（いずれかに該当する項目□にチェックを入れてください。）

1 領収証書の写し添付

当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。

→ 6か月以内の領収証書の写しを添付してください。

6か月以内の領収証書の写しを添付してください。
-------------------------

2 添付する領収証書の写しがない場合等

(1) 特別徴収実施確認

当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。

→ 確認印を受けてください。

上記市町村の特別徴収義務者指定番号：

※ 各事業所で事前に記入しておいてください。

(2) 特別徴収義務がない

当事業所は、特別徴収義務のない事業所です。

→ 確認印を受けてください。

(3) 開始誓約

当事業所は、 年 月から、従業員等の個人住民税について特別徴収を開始することを誓約します。

つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社（者）あてに送付してください。

→ 確認印を受けてください。

市(町・村)確認印

年 月 日

宮崎県知事 ○○ ○○ 殿

住 所

フリガナ

氏 名

（法人にあってはその名称及び代表者の職氏名）

生年月日

年 月 日

誓 約 書

私は、○○年度畜産生産ランクアップ緊急支援事業補助金交付申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

※チェック欄（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）

自己及び本事業実施主体の構成員・役員等は、次のアからウまでのいずれにも該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウまでのいずれの関与もありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

様式第5号（第5条関係）

〇〇年度畜産生産ランクアップ緊急支援事業実施計画書

（宛先）

（事業実施主体の長）

※直接補助の場合は 宮崎県知事 〇〇 〇〇 殿

住 所

氏 名

（法人にあってはその名称及び代表者の職氏名）

令和 年度畜産生産ランクアップ緊急支援事業を実施したいので関係書類を添えて実施計画を提出します。

取組内容 ※見込まれる 効果に☑	<input type="checkbox"/> ①生産性向上のための取組 <input type="checkbox"/> ②家畜の快適性に向けた取組 <input type="checkbox"/> ③家畜の損耗防止のための取組 <input type="checkbox"/> ④飼料自給率向上のための取組 <input type="checkbox"/> ⑤その他（ ）
要件 等 確 認	※要件等を確認しますので、該当する項目にチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 農場が、宮崎県内に所在している乳用牛、肉用牛、養豚、採卵鶏、肉用鶏、重種馬のいずれかを飼養する畜産農家です。 <input type="checkbox"/> 就農10年未満の経営者です。（※新規就農者とみなす） <input type="checkbox"/> 就農10年以上ですが、後継者がいます。（親元就農又は就農意欲のある学生が存在） <input type="checkbox"/> 将来、規模拡大の意欲があります。 <input type="checkbox"/> 今後、5年以上は経営継続予定である。 <input type="checkbox"/> コスト削減を意識するなど日頃から経営内容を見直していきます。 <input type="checkbox"/> 家畜のアニマルウェルフェアを意識して飼養管理を行います。 <input type="checkbox"/> 本要綱の条文を良く読み、内容について理解、把握した上で事業に参加いたします。
添 付 書 類	・別添 事業計画内容と事業実施主体による確認事項 ・取組内容が分かる書類（見積書、仕様書、カタログ等）

事業取組内容

住 所

氏 名

（法人にあってはその名称及び代表者の職氏名）

（1）経営改善のために導入する資機材名

（2）導入経費（事業費）※資機材費のみ、人件費や設置費、輸送費等は除く

（3）経費の配分

補助対象経費：	円
うち県補助金：	円
うち自己資金：	円
うちその他補助金：	円

（4）事業の着手（資機材の発注）及び完了予定年月日（資機材の受領）

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

確認事項

令和 年 月 日

所 属

職氏名

下記の取組経営体が以下の項目について満たしていることを確認しました。

(1) 確認事項

- 取組経営体が計画している内容は、見込める効果につながる取組である。
- 事業（取組）内容は適正である。
- 事業費は適正である。
- 添付書類は適正である。

(2) 取組経営体一覧

	取組経営体名	所在地
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

※（2）に記載した取組経営体から提出のあった別記様式第 5 号及び別記様式第 5 号（別添 1）を添付すること

文 書 番 号  
年 月 日

宮崎県知事 ○○ ○○ 殿

住 所  
氏 名  
(法人にあってはその名称及び代表者の職氏名)

○○年度畜産生産ランクアップ緊急支援事業に関する交付決定前着手届

このことについて、交付決定前に着手したいので、畜産生産ランクアップ緊急支援事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定に基づき、下記の条件を了承の上、届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担することとします。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこととします。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこととします。

別添

事業内容	交付決定前に着手する内容	事業費	着手予定 年 月 日	完了予定 年 月 日	理 由
		円			
		円			
		円			

- (注) 1 「事業費」欄は、全体事業費とする。  
2 事業内容には、整備する施設や機器等の概要等を記入することとし、交付決定前に着手する内容については、事業内容のうち、交付決定前に着手する内容について記載すること。

文 書 番 号  
年 月 日

宮崎県知事 ○○ ○○ 殿

住 所  
氏 名  
(法人にあってはその名称及び代表者の職氏名)

○○年度畜産生産ランクアップ緊急支援事業補助金変更承認申請書

○年○月○日付け○○○○○で交付決定のあった畜産生産ランクアップ緊急支援事業補助金について、下記のとおり変更したいので、畜産生産ランクアップ緊急支援事業補助金交付要綱第10条の規定により申請する。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 添付資料
  - (1) 変更後の事業計画書
  - (2) 変更後の収支予算書
  - (3) その他必要な書類

※(1)及び(2)においては、比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

宮崎県知事 ○○ ○○ 殿

住 所  
氏 名  
(法人にあってはその名称及び代表者の職氏名)

○○年度畜産生産ランクアップ緊急支援事業補助金  
精算（概算）払請求書

年 月 日付け で交付確定（決定）のあった畜産生産ランクアップ緊急支援  
事業補助金については、下記により金 円を交付されたく請求します。

記

- 1 補助金交付確定（決定）額（A） 円
- 2 既 受 領 額（B） 円
- 3 今 回 請 求 額（C） 円
- 4 残 高（A－B－C） 円

口座振替申出表示	
金融機関の名称	
支 店 名	
預 金 の 種 類	
口 座 番 号	
フリガナ 口 座 名 義	
債 権 者 番 号	

担当者氏名：  
電話番号：  
電子メール：

年 月 日

宮崎県知事 ○○ ○○ 殿

住 所  
氏 名  
(法人にあってはその名称及び代表者の職氏名)

○年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

○年○月○日付け（文書番号）により交付決定通知のあった畜産生産ランクアップ緊急支援事業補助金について、畜産生産ランクアップ緊急支援事業補助金交付要綱第12条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- |   |   |   |
|---|---|---|
| 1 補助金等の交付に関する規則第15条の補助金の額の確定額<br>(○年○月○日付け（文書番号）による確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額                               | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る<br>消費税等相当額                   | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2）   | 金 | 円 |